

<相続の承認又は放棄の期間の伸長>

1 概要

相続が開始した場合、相続人は次の三つのうちのいずれかを選択できます。

ア 相続人が被相続人（亡くなった人）の土地の所有権等の権利や借金等の義務を全て受け継ぐ「単純承認」

イ 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない「相続放棄」

ウ 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ「限定承認」

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月の熟慮期間内に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。もっとも、この熟慮期間内に相続人が相続財産の状況を調査しても、なお、単純承認、限定承認又は相続放棄のいずれをするかを決定できない場合には、家庭裁判所は、申立てにより、この3か月の熟慮期間を伸長することができます。

2 申立人（申立てができる人）

利害関係人（相続人も含む。）

検察官

3 申立先

被相続人の最後の住民票上の住所地の家庭裁判所

被相続人の最後の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(被相続人の最後の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

被相続人の最後の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

#### 4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・期間伸長の対象となる相続人1人につき800円分	
②	連絡用の郵便切手・・・ 110円切手×3枚×申立人数	
③	申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照 ※2	
④	次ページ「相続の承認又は放棄の期間の伸長の際に必要な添付書類」に該当のもの	

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。

#### 5 その他

申立ては、民法により、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内にしなければならないと定められています。

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）宛に送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください）

## 相続の承認又は放棄の期間の伸長の際に必要な添付書類

### 【注意事項】

- 1 以下記載している「戸籍の謄本」とは、「戸籍謄本」・「改製原戸籍謄本」・「除籍謄本」・「全部事項証明書」という名称の場合がありますが、名称にかかわらず、下記のとおりお取りください。
- 2 戸籍は必ず謄本をお取りください。抄本は不可。
- 3 下記に記載されている戸籍の謄本で、重複（共通）するものはいずれか1通で結構です。
- 4 同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件や相続放棄申述受理事件が先行している場合、同事件で提出済みのものは不要です。
- 5 申立書の提出までに入手が不可能な戸籍の謄本等がある場合は、その戸籍の謄本等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。
- 6 事案によっては、この他の資料の提出をお願いすることがあります。

### ○被相続人（亡くなった方）の配偶者に関する申立てのとき

- 被相続人の住民票の除票又は戸籍附票
- 被相続人の死亡時の戸籍の謄本
- 伸長を求める相続人の現在の戸籍の謄本（3か月以内に発行されたもの）

### ○「第1順位」（＝被相続人（亡くなった方）の子・その代襲者としての孫・ひ孫等）のときに関する申立てのとき

#### 《子のとき》

- 被相続人の住民票の除票又は戸籍附票
- 被相続人の死亡時の戸籍の謄本
- 伸長を求める相続人の現在の戸籍の謄本（3か月以内に発行されたもの）

#### 《子の代襲者のとき》

※被相続人の子が被相続人よりも先に亡くなっているときは、**孫・ひ孫等の直系卑属**が子（被代襲者）を代襲して相続人となります。

- 被相続人の住民票の除票又は戸籍附票
- 被相続人の死亡時の戸籍の謄本
- 伸長を求める相続人の現在の戸籍の謄本（3か月以内に発行されたもの）
- 被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載がある戸籍の謄本

○「第2順位」（＝被相続人（亡くなった方）の父母・祖父母等のとき）に関する申立てのとき

※先の順位者がいる場合はその人の相続放棄が受理されていないと申立てができません。

- 被相続人の住民票の除票又は戸籍附票
- 被相続人の出生から死亡までの戸籍全ての謄本
- 伸長を求める相続人の現在の戸籍の謄本（3か月以内に発行されたもの）
- 被相続人の直系卑属（子、孫）が死亡しているときは、その死亡の記載がある戸籍の謄本

○「第3順位」（＝被相続人（亡くなった方）の兄弟姉妹・その代襲者としてのおい・めいのとき）に関する申立てのとき

※先の順位者がいる場合はその人の相続放棄が受理されていないと申立てができません。

《兄弟姉妹のとき》

- 被相続人の住民票の除票又は戸籍附票
- 被相続人の出生から死亡までの戸籍全ての謄本
- 伸長を求める相続人の現在の戸籍の謄本（3か月以内に発行されたもの）
- 被相続人の直系尊属（父母・祖父母等）が死亡しているときは、その死亡の記載がある戸籍の謄本
- 被相続人の直系卑属（子、孫）が死亡しているときは、その死亡の記載がある戸籍の謄本

《兄弟姉妹の代襲者としてのおい・めいのとき》

※被相続人の兄弟姉妹が被相続人よりも先に亡くなっているときは、**おい・めい**が兄弟姉妹（被代襲者）を代襲して相続人となります。

- 被相続人の住民票の除票又は戸籍附票
- 被相続人の出生から死亡までの戸籍の全ての謄本
- 伸長を求める相続人の現在の戸籍の謄本（3か月以内に発行されたもの）
- 被相続人の直系尊属（父母・祖父母等）が死亡しているときは、その死亡の記載がある戸籍の謄本
- 被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載がある戸籍の謄本
- 被相続人の直系卑属（子・孫）が死亡しているときは、その死亡の記載がある戸籍の謄本

○ **未成年者又は被後見人に関する申立てのとき**

親権者や後見人又は特別代理人が申述人の法定代理人となります。親権者の戸籍の謄本, 後見人であることの証明として登記事項証明書又は特別代理人の選任審判書の謄本が上記とは別に必要です。

○ **被相続人が外国人のときに関する申立てのとき**

お取りいただく書類が上記とは異なりますので, お問い合わせください。